

# 東京都公立高等学校 P T A 連合会会則

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、東京都公立高等学校 P T A 連合会と称し、事務所を都内におく。

(組織)

第 2 条 本会は、東京都の公立高等学校 P T A を加盟単位とし、地区 P T A 連合会をもって組織する。ここでいう地区とは、東京都の公立高等学校が設置されている添付一覧表に記載の区画を指す。

2. 本会は、社団法人全国高等学校 P T A 連合会の構成員となる。

(目的)

第 3 条 本会は、P T A の健全な発展と青少年の健全育成につとめ、各地区および単位 P T A の相互間の連絡連携を密にし、その活動の発展および高等学校教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 単位 P T A 並びに地区連合会の活動推進のための事業
- (2) 高校教育並びに文教行政に関する調査研究と意見の具申
- (3) 教育に関する世論を形成するための活動
- (4) 教育関係諸団体との連携
- (5) 東京地区高等学校 P T A 連合会大会に関する事業
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

2. 第 1 項の事業を円滑に推進するため本連合会の正副会長はその地位を利用して政治・宗教・営利目的に関することは行わない。

## 第 2 章 役 職

(役職)

第 5 条 本会に次の役職をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 6 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 評議員 若干名
- (5) 監 事 2 名

(選出・被選資格)

第 6 条 会長、副会長、理事、評議員、および監事の選出は、東京都公立高等学校 P T A 連合会会則・施行細則の定めるところによる。また、地区長の選出については各地区 P T A 連合会の会則に定めるところによる。

2. 会長および副会長は、選挙当日の加盟高等学校の現職PTA会長から選出する。ただし、加盟高等学校のPTA会長退任年度を含めて3年間は、別途定める選挙規程により、その被選資格を有する。
3. 連合会会長および副会長は就任後連続して3年を限度とする。

(任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を連携して補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するとともに、総務・会計、および各地区の担当として、日常の会務を遂行する。
3. 地区長は、運営委員会に参画し、本会の事務および運営全般について、協議・決定する。
4. 理事は、運営委員会に参画し、本会の事務および運営全般について、協議・決定するとともに、常置委員会の構成員として会務を処理・執行する。
5. 評議員は、評議員会を構成し、本会の事業活動の方向性、運営委員会の意思決定過程、会長、副会長および理事の業務執行状況を評価し、運営委員会および総会に提案報告する。
6. 監事は、評議員2名をもって構成し、会計を監査する。

(任期)

第8条 会長、副会長、理事、評議員、および監事の各任期は、当該年度の総会から次年度の総会までの1年間とする。

2. 監事および評議員を除く役職については、その再任を妨げない。
3. 補欠により選任された任期は、前任者の残任期間とする。ただし、前任者は、後任者の就任時まで引き続きその職務を行う。

(解任)

第9条 運営委員会は、会長または副会長が次の(1)号から(4)号の一に該当するとき、出席者の過半数の同意によりこれを解任することができる。

- (1) 本人の死亡
  - (2) 本人からの辞退申し入れ
  - (3) 長期療養を要する疾病
  - (4) 刑事罰等を受けた時
2. 運営委員会は、会長、副会長に職務上の義務違反があると認められるとき、出席者の過半数の同意により辞任を勧告することができる。なお、会長・副会長がこれに同意せず辞任しない場合は、臨時総会での出席者の過半数をもって解任することができる。
  3. 各地区PTA連合会は、自らの地区より選出した地区長、理事、評議員および監事が、第1項の各号の一に該当するとき、または職務上の義務違反があるときは当該地区長、理事、評議員並びに監事を解任することができる。

(後任者)

第 10 条 前条の規程に基づき、会長または副会長の解任があったときは、選挙規定に基づき選出するものとする。ただし、解任日が 2 月 1 日以降の場合は、選挙は行わない。

2. 地区長、理事、評議員並びに監事を解任した地区 P T A 連合会は、速やかに後任者を選出し、本会に届けなければならない。

### 第 3 章 会 議

(総会)

第 11 条 総会は、本会の最高決議機関であり、本会加盟単位 P T A の当該年度の会長をもって構成する。ただし、当該年度の会長が役員会構成員である場合もしくは総会に出席することが困難な場合には、当該単位 P T A の責任において総会代理人 1 名を立てることができる。ここで、会長または総会代理人を総会の議決権者という。

2. 定期総会は、会長の招集により、毎年 1 回開催する。
3. 会長が必要と認めた場合、または、運営委員会出席者の過半数議決により要求した場合、臨時総会を開催することができる。
4. 総会は、構成員である議決権者の 2 分の 1 (委任状を含む) 以上の出席をもって成立する。

第 12 条 総会は、次の事項について報告・承認並びに審議決定を行う。

(1) 報告・承認事項

- イ 前年度の活動報告と承認
- ロ 前年度の決算および監査報告と承認
- ハ 選挙管理委員会報告
- ニ 理事・評議員および監事の報告
- ホ 地区長・東京地区大会の報告
- ヘ その他必要と認めた事項

(2) 審議決定事項

- イ 当年度の活動計画
- ロ 当年度の予算
- ハ 会則の改廃
- ニ その他必要と認めた事項

2. 会議の議決は、出席議決権者の過半数の賛成による。可否同数の場合は、議長団の決するところによる。

(運営委員会)

第 13 条 運営委員会は、会長・副会長・地区長・理事によって構成される。評議員は、運営委員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

2. 運営委員会は、議長および副議長を各1名おく。
3. 運営委員会は、その構成員の3分の2以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数により議決する。

（役員会）

第14条 役員会は、会長・副会長および事務局長をもって構成する。事務局長は、役員会で発言することができるが議決には加わらない。

2. 役員会は、会長が招集し、本会の日常業務の全般を処理する。
3. 役員会は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数により議決する。

（評議員会）

第15条 評議員会は、評議員によって構成される。会長は、評議員会に出席し、発言することができる。ただし、議決には加わらない。

2. 評議員会は、会議毎に評議員の持ち回りにより司会を選出し審議を行う。
3. 評議員会は、評議員の3分の2以上（委任状を含む）をもって成立し、出席者の過半数を持って議決する。

## 第4章 委員会

（委員会）

第16条 本会は、次の委員会をおき、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

- (1) 常置委員会
  - (2) 選挙管理委員会
  - (3) 特別委員会
2. 常置委員会は理事、必要に応じて各地区から募る協力員によって構成され、本会の活動推進に関わる事項についてこれを執行し、運営委員会へ提案・報告する。
  3. 特別委員会は、各単位PTA会長および単位PTA会長退任年度を含め3年以内の者より構成され、会長の推薦および自薦により成立する。会長の諮問に答申し、その答申内容を運営委員会に報告して終了する。
  4. 本条に関する各委員会規程は、別に定める。

## 第5章 地区長会並びに全都会長会

（地区長会並びに全都会長会）

第17条 本会と各地区連合会相互の連絡協調を諮るため、地区長会をおく。

2. 本会と各単位PTA相互の連絡協調を諮るため、全都会長会をおく。
3. 地区長会並びに、全都会長会は、必要に応じて会長が招集する。

## 第6章 会 計

(会費等)

第18条 本会の会費等は、別に施行細則に定める。

2. 本会の会費等は、毎年4月1日から5月31日までに納付するものとする。また、総会の議決を経て、臨時会費を徴収することができる。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費その他により支弁する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第7章 表 彰

(表彰)

第21条 本会は、PTA活動を通して、社会教育の発展に貢献した個人または団体に対し表彰を行うことができる。

2. 会員校の生徒活動PTA活動において顕著な成績を収めた場合は、その個人または団体に対して表彰を行うことができる。
3. これらの表彰は運営委員会の決定による。

## 第8章 事務局

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため事務局をおく。

2. 事務局には、局長以下の局員をおく。
3. 事務局員の任免は、運営委員会の決定をうけ会長が行う。
4. 事務局長の指示を受けた事務局員は、本会の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。
5. 事務局についての必要な事項は、事務局規程による。

## 第9章 会則の改廃および本会の解散

(会則の改廃)

第23条 本会の会則は、総会において、議決権者の3分の2以上の同意により改廃することができる。

2. 改廃案は、総会の10日前までに、加盟単位PTAに知らせなければならない。

(解散)

第 24 条 本会の解散および残余財産の処分は、総会において議決権者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

2. 本会の解散時に残余負債（リース残債等）を生じた場合は、残余の資産にてその支払いに充当する。充当しきれない負債が残った場合は解散時点での本会会員校において均等負担にて一括処理する。資産が負債を上回った場合は本会会員校に均等に分配する。

## 第 10 章 顧問・相談役および細則・規定

(顧問・相談役)

第 25 条 本会は、運営委員会の承認を経て、顧問・相談役をおくことができる。但し、顧問は京都公立高等学校 P T A 連合会会長を退任して 3 年以内の者、相談役は校長協会が推薦する者 2 名、副校長会が推薦する者 1 名、経営企画室長会が推薦する者 1 名を上限とする。

(施行細則・規程の制定および変更)

第 26 条 本会の運営に必要な施行細則・規程は、運営委員会で定める。

2. 運営委員会は、施行細則・規程を制定または変更したとき、その後開催の総会に報告しなければならない。

付則

本会則は、昭和 57 年 1 月 14 日より施行する。

昭和 59 年 7 月 20 日	改正	同年 7 月 21 日	施行
昭和 61 年 2 月 18 日	改正	同年 2 月 19 日	施行
昭和 62 年 6 月 26 日	改正	同年 6 月 27 日	施行
昭和 63 年 6 月 21 日	改正	同年 7 月 22 日	施行
平成 5 年 6 月 24 日	改正	同年 6 月 25 日	施行
平成 6 年 9 月 7 日	改正	同年 9 月 8 日	施行
平成 8 年 5 月 11 日	改正	同年 5 月 12 日	施行
平成 10 年 6 月 23 日	改正	同年 6 月 24 日	施行
平成 12 年 6 月 24 日	改正	同年 6 月 25 日	施行
平成 13 年 6 月 23 日	改正	同年 6 月 24 日	施行
平成 14 年 6 月 22 日	改正	同年 6 月 23 日	施行
平成 15 年 6 月 21 日	改正	同年 6 月 22 日	施行
平成 16 年 6 月 19 日	改正	同年 6 月 20 日	施行
平成 18 年 11 月 29 日	改正	同年 11 月 30 日	施行
平成 19 年 12 月 6 日	改正	同年 12 月 7 日	施行
平成 20 年 1 月 25 日	改正	同年 1 月 26 日	施行
平成 20 年 5 月 21 日	改正	同年 5 月 22 日	施行

(改正に伴う付帯事項)

- ・年度途中の地区 P T A 連合会の設立に関わらず、設立年度の学区選出の理事、評議員、学区代表者の任期及び任務は次期総会までとする。
- ・会則等の条項の見直しは必要に応じて討議される。

